



法令改正アラートの見かた

「法令アラートセンター」ご利用ガイド

2023.11

Westlaw Japan

トムソン・ロイター株式会社

アラートはいつ通知されますか？ (1)

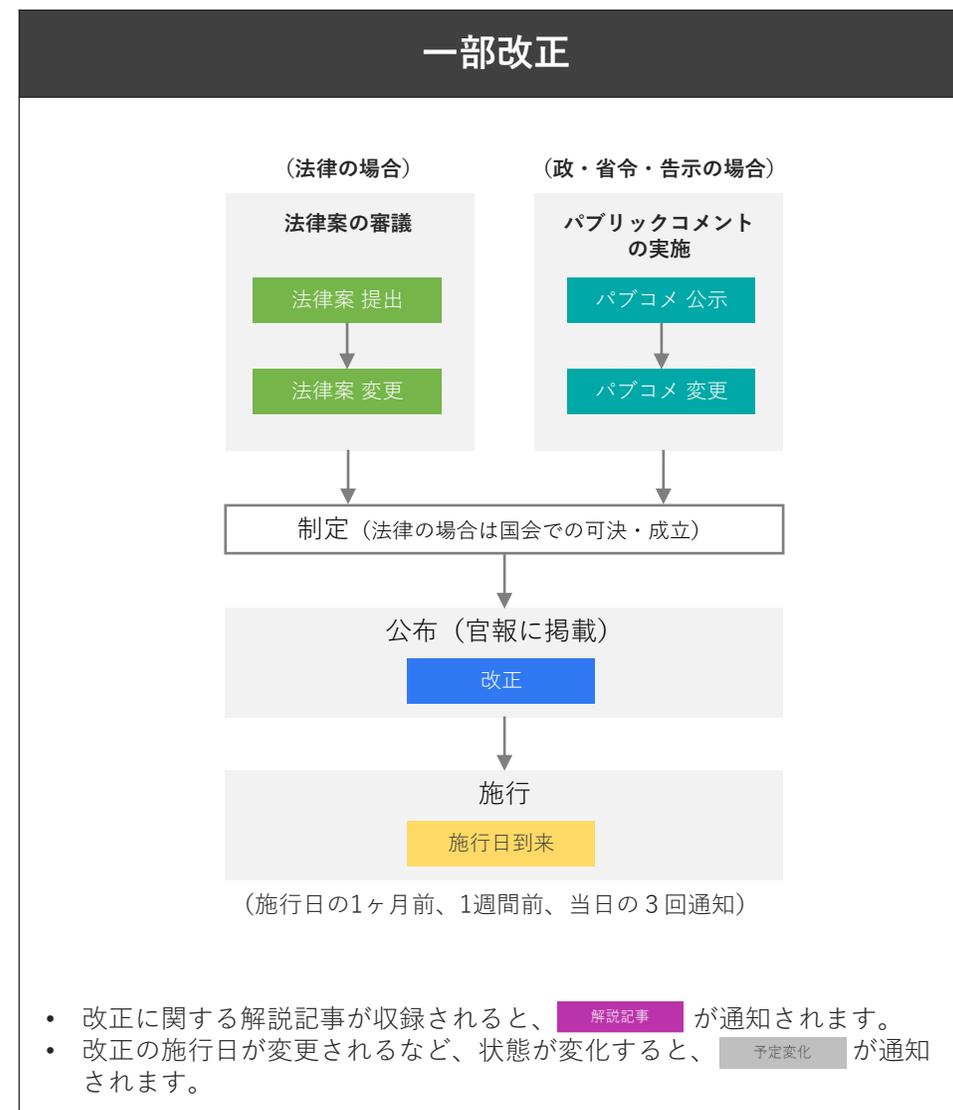
アラートは、次の表のタイミングで通知することができます。

実際に通知されるタイミングは、お客様の設定により異なります。設定につきましてはお客様の組織内のアラート管理者様までお問い合わせください。

アラートの種類		アラートに表示されるラベル
新規制定	新法の公布	新規制定
	新法の施行（施行当日、施行1週間前、施行1ヶ月前）	施行日到来
	新法に関する解説記事の収録	解説記事
一部改正	パブリックコメントの公示	パプコメ 公示
	パブリックコメントの募集状態の変化	パプコメ 変更
	法律案の提出	法律案 提出
	法律案の審議状態の変化（成立、本院議了（否決）等）	法律案 変更
	一部改正法令の公布	改正
	施行予定の変化 （将来世代の条文内容の変化、施行日の確定状態の変化、将来世代の削除）	予定変化
	一部改正法令の施行（施行当日、施行1週間前、施行1ヶ月前）	施行日到来
	一部改正法令に関する解説記事の収録	解説記事
廃止	法令を廃止する一部改正法令の公布 ※ 既存の法令を廃止して新法を制定する場合は [全改] と表示	廃止

アラートはいつ通知されますか？ (2)

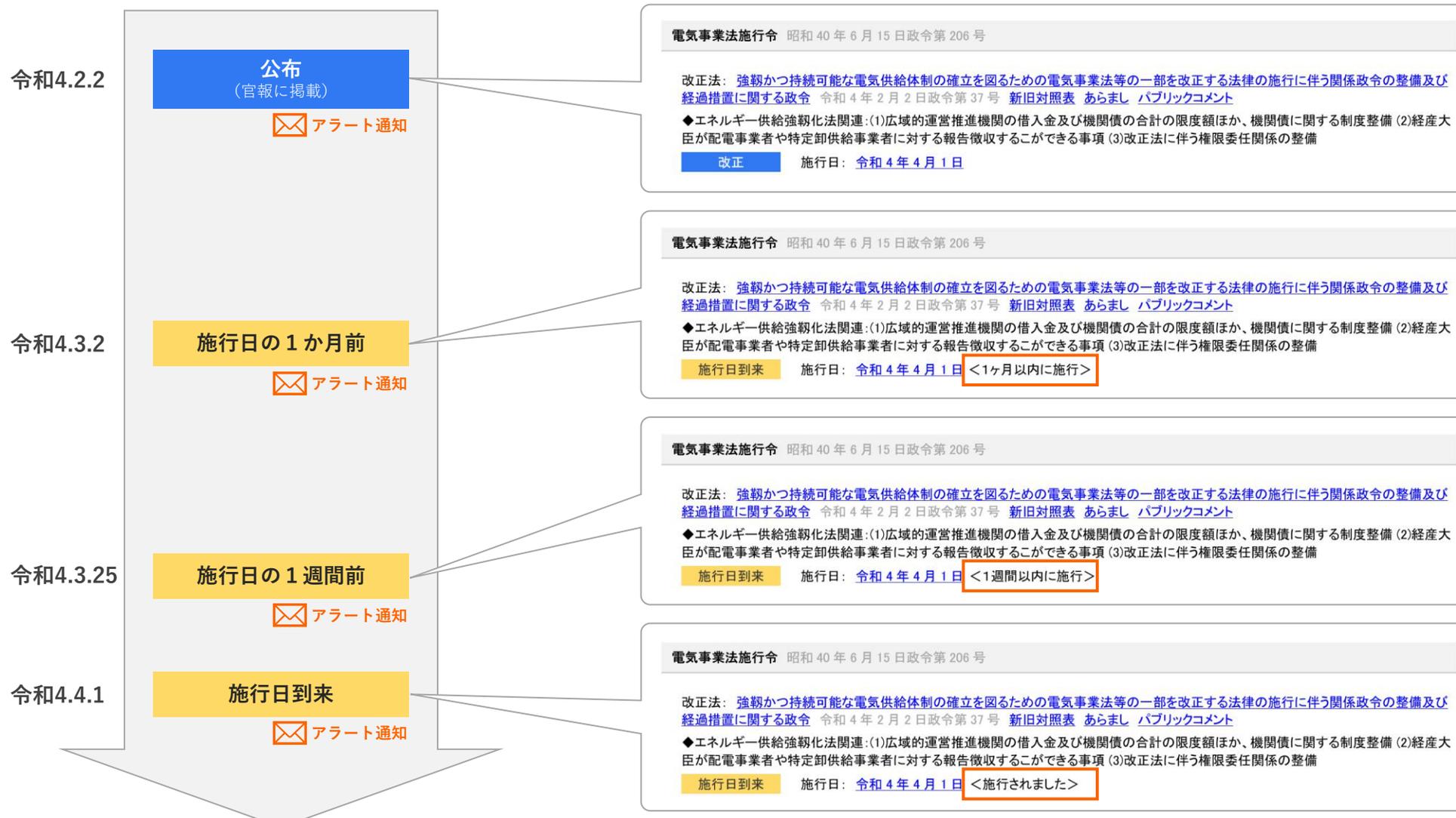
下図は、P2のアラートの種類を、法令の新規制定・改正の過程にあてはめて示したものです。カラー表示されたタイミングで、アラートが通知されます。



アラートはいつ通知されますか？ (3)

ここでは、一部改正法令の公布と施行の通知イメージをご紹介します。次のように、公布と施行の各タイミングでアラートが通知されます。

(実際に通知されるタイミングは、お客様の設定により異なります。)



<注意>

公布のアラートは、法令の公布後、改正情報が製品に収録された段階で通知されます。通常、公布後3日から2週間程度で通知されます。

アラートには何が書いてありますか？

監視法令

アラートで監視している法令であり、改正または新規制定された法令です。

[COLUMN①](#)、[②](#)もご参照ください。

一部改正法令

監視法令を改正した一部改正法令です。法令名の後ろに表示されているのは、一部改正法令の法令番号で、その日付部分是一部改正法令の**公布日**です。

一部改正法令は新規制定のアラートには表示されません。

[COLUMN①](#)、[②](#)、[③](#)もご参照ください。

アウトライン

新法または改正の概略です。新法と改正のポイントを素早く掴むことができます。

改正の種類（カラーラベル）

改正の種類です。改正の種類によって見やすく色分けされています。

詳しくは、P2・P3をご覧ください。

一部改正法令の公布のアラートの例

電気事業法施行令 昭和 40 年 6 月 15 日政令第 206 号

改正法: [強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令](#) 令和 4 年 2 月 2 日政令第 37 号 [新旧対照表](#) [あらまし](#) [パブリックコメント](#)

◆エネルギー供給強靱化法関連:(1)広域的運営推進機関の借入金及び機関債の合計の限度額ほか、機関債に関する制度整備 (2)経産大臣が配電事業者や特定卸供給事業者に対する報告徴収することができる事項 (3)改正法に伴う権限委任関係の整備

改正

施行日: [令和 4 年 4 月 1 日](#)

施行日（改正後の本文）

新法または改正の**施行日**です。クリックすると、その施行日における条文が表示されます。複数の施行日に分けて施行される場合は、施行日が複数表示されます。

[COLUMN③](#)もご参照ください。

新旧対照表

改正箇所が見やすく色分けされた新旧対照表を見ることができます。

あらまし

官報掲載のあらましをベースに、弊社で独自編集を加えた、新法・改正のあらましです。新法・改正のポイントを簡条書きでまとめています。

法律案またはパブリックコメント

改正の根拠となった法律案またはパブリックコメントです。法律案やパブリックコメントにも、改正の概要や要点が記載されています。

アラートのどこを見ればいいですか？ (1)

アラートが通知されたら、新法や改正が業務に何らかの影響を与えるかを検討します。検討にあたって、まず大まかな内容を掴んで、必要に応じて詳細な内容を調べると効率的です。見かたの一例として、次のような順番でアラートを見ると効率的に内容を把握することができます。

1. 監視法令名とアウトライン

電気事業法施行令 昭和40年6月15日政令第206号

改正法：強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 令和4年2月2日政令第37号 [新旧対照表](#) [あらまし](#) [パブリックコメント](#)

◆エネルギー供給強化法関連：(1)広域的運営推進機関の借入金及び機関債の合計の限度額ほか、機関債に関する制度整備 (2)経産大臣が配電事業者や特定卸供給事業者に対する報告徴収することができる事項 (3)改正法に伴う権限委任関係の整備

改正 施行日：令和4年4月1日

監視法令名
法令名は業務への影響の有無を推測する手掛かりとなります。例えば、電気関連の法令であれば、資源エネルギーやIT関連の規制が変わる可能性があります。

アウトライン
アウトラインは、新法や改正の概略を数行でまとめたものです。詳細を調査する必要があるかを判断する有力な資料となります。また、アウトラインに「【形式的改正】」と記載されている場合、法令の内容に実質的な変更を及ぼさないため、無視することができます。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令 平成31年3月29日政令第89号

改正法：[地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令](#) 令和4年2月24日政令第46号 [新旧対照表](#) [あらまし](#) [パブリックコメント](#)

◆【形式的改正】：項ずれに対応するための形式的な改正

改正 施行日：令和4年2月24日 <施行済み>

2. あらまし

電気事業法施行令 昭和40年6月15日政令第206号

改正法：強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 令和4年2月2日政令第37号 [新旧対照表](#) [あらまし](#) [パブリックコメント](#)

◆エネルギー供給強化法関連：(1)広域的運営推進機関の借入金及び機関債の合計の限度額ほか、機関債に関する制度整備 (2)経産大臣が配電事業者や特定卸供給事業者に対する報告徴収することができる事項 (3)改正法に伴う権限委任関係の整備

改正 施行日：令和4年4月1日

官報掲載のあらましをベースに、弊社で独自に編集を加えた、新法・改正のあらましです。法律案の概要のような図表はありませんが、新法・改正のポイントが箇条書きでまとめられています。

WestlawJapan 法令あらまし

◎ 広域的運営推進機関に關し必要な事項について、広域的運営推進機関の執行方法を定める等の所定の規定整備等

【法令名】
強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

【法令番号】 令和4年2月2日 本令第47号 2 ページ

【法令施行】 令和4年2月2日 政令第37号

【経済産業省】 経済産業省

【施行期日】 強弱化法附則第1条に掲げる規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行
第14条の規定は、公布の日（令和4年2月2日）から施行

【規定の機能】 強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）附則第7条第2項 関係法律

【法令のあらまし】 **【電気事業法施行令の一部改正関係】**
1 強弱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号、以下「強弱化法」という。）による改正後の電気事業法（以下「改正後電気事業法」という。）第28条の32第3項の改正で定めるものについて、1,200億円に定めることとした。（第4条関係）
2 改正後電気事業法第28条の32第3項の改正で定める広域的運営推進機関に關し必要な事項について、広域的運営推進機関の執行方法を定める等の所定の規定を整備することとした。（第5条～第22条関係）
3 配電事業者及び特定卸供給事業者が規定されることに伴い、報告又は資料の提出をさせることができる事項に配電事業者の運営に關する事項を定める等の所定の規定を整備することとした。（第40条及び第41条関係）

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部改正関係】
1 題名を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令」から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令」に改定することとした。（題名関係）
2 配電事業者が規定されることに伴い、報告の提出を整備することとした。（第3条関係）

©2022 WESTLAW JAPAN K.K. ALL RIGHTS RESERVED. 11

3. 法律案・パブリックコメント

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 平成13年11月30日法律第137号

改正法：[特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律](#) 令和3年4月28日法律第27号 [新旧対照表](#) [あらまし](#) [法律案](#)

◆(1)発信者情報の開示を一つの手続きで行うことを可能とする新たな裁判手続(非訟手続)を創設 (2)裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するための提供命令及び消去禁止命令 (3)発信者の特定に必要となる場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲を見直し (4)開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会

改正 施行日：令和4年10月27日まで

法律案
多くの法律案には「概要」や「要綱」が付されています。特に「概要」は立法担当者が図表を交えてポイントをまとめたもので、大変分かりやすい必見の資料です。



パブリックコメント
パブリックコメントの「意見公募（募集）要領」には、新法や改正の趣旨・目的・背景が記載されていることがあり、法令の影響範囲を判断する資料となります。

次ページに続きます

アラートのどこを見ればいいですか？ (2)

(前ページから続きます)

4. 解説記事

電気通信事業法 昭和59年12月25日法律第86号

改正法: **電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律** 令和2年5月22日法律第30号 **新旧対照表** **あらまし** **法律案** **解説**

◆(1)外国人等による電気通信事業の登録・届出において国内代表者等の指定義務を規定するとともに、外国法人等に関する登録拒否事由等といった規定を整備 (2)電気通信事業法違反の場合の公表制度の新設 (3)第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT 東西)の役員兼任規制の対象範囲の見直し等

施行日到来 施行日: **令和3年4月1日** <施行されました>

施行日到来のアラートには「解説」が付いている場合があります。
著名な実務家や研究者、所管省庁の担当官等のエキスパートによる解説は、法令のポイントと影響範囲を把握する重要な資料となります。



5. 新旧対照表

電気事業法施行令 昭和40年6月15日政令第206号

改正法: **強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令** 令和4年2月2日政令第37号 **新旧対照表** **あらまし** **パブリックコメント**

◆エネルギー供給強靱化法関連 (1)広域的運営推進機関の借入金及び機関債の合計の限度額ほか、機関債に関する制度整備 (2)経産大臣が配電事業者や特定卸供給事業者に対する報告徴収することができる事項 (3)改正法に伴う権限委任関係の整備

改正 施行日: **令和4年4月1日**

左記の各種資料を参照して、改正が業務に影響を与える可能性があると考えられる場合は、新旧対照表で具体的な改正箇所をチェックします。
新旧対照表は改正前後が色分けされており、改正箇所を素早く見つけることができます。

改正前	改正後
<p>施行日: 令和4年4月1日</p> <p>【(有)電気事業者等による情報通信技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法】</p> <p>第二十条 (有)電気事業者等(当該第二十条の十三第一項に規定する(有)電気事業者等を除く。次項及び第四十五条第二項において同じ。)は、当該第二十条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その利用に必要と認める情報通信技術の提供を受ける方法(次項において「電送方法」という。)の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところ(次項において「書面等」という。)による事項を届けなければならない。</p> <p>2 電送方法の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法による提供を受けない旨の申込みがあつたときは、当該相手方に対し、当該第二十条の十三第三項に規定する事項の提供の方法によつてはならない。ただし、当該相手方が前項の届出をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、当該第二十条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。</p>	<p>施行日: 令和4年4月1日</p> <p>【(有)電気事業者等による情報通信技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法】</p> <p>第二十条 (有)電気事業者等(当該第二十条の十三第一項に規定する(有)電気事業者等を除く。次項及び第四十五条第二項において同じ。)は、当該第二十条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その利用に必要と認める情報通信技術の提供を受ける方法(次項において「電送方法」という。)の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところ(次項において「書面等」という。)による事項を届けなければならない。</p> <p>2 電送方法の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法による提供を受けない旨の申込みがあつたときは、当該相手方に対し、当該第二十条の十三第三項に規定する事項の提供の方法によつてはならない。ただし、当該相手方が前項の届出をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 第二項の規定は、当該第二十条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。</p>
<p>施行日: 令和4年4月1日</p> <p>【(有)電気事業者等による情報通信技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法】</p> <p>第二十条 (有)電気事業者等(当該第二十条の十三第一項に規定する(有)電気事業者等を除く。次項及び第四十五条第二項において同じ。)は、当該第二十条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その利用に必要と認める情報通信技術の提供を受ける方法(次項において「電送方法」という。)の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところ(次項において「書面等」という。)による事項を届けなければならない。</p> <p>2 電送方法の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法による提供を受けない旨の申込みがあつたときは、当該相手方に対し、当該第二十条の十三第三項に規定する事項の提供の方法によつてはならない。ただし、当該相手方が前項の届出をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、当該第二十条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。</p>	<p>施行日: 令和4年4月1日</p> <p>【(有)電気事業者等による情報通信技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法】</p> <p>第二十条 (有)電気事業者等(当該第二十条の十三第一項に規定する(有)電気事業者等を除く。次項及び第四十五条第二項において同じ。)は、当該第二十条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その利用に必要と認める情報通信技術の提供を受ける方法(次項において「電送方法」という。)の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところ(次項において「書面等」という。)による事項を届けなければならない。</p> <p>2 電送方法の種類及び内容を明示し、書面又は電子情報処理技術を使用する方法による提供を受けない旨の申込みがあつたときは、当該相手方に対し、当該第二十条の十三第三項に規定する事項の提供の方法によつてはならない。ただし、当該相手方が前項の届出をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 第二項の規定は、当該第二十条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。</p>

6. 条文

電気事業法施行令 昭和40年6月15日政令第206号

改正法: **強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令** 令和4年2月2日政令第37号 **新旧対照表** **あらまし** **パブリックコメント**

◆エネルギー供給強靱化法関連 (1)広域的運営推進機関の借入金及び機関債の合計の限度額ほか、機関債に関する制度整備 (2)経産大臣が配電事業者や特定卸供給事業者に対する報告徴収することができる事項 (3)改正法に伴う権限委任関係の整備

改正 施行日: **令和4年4月1日**

左記の各種資料だけでは業務への影響が判断できない場合、条文を参照します。
アラートに記載されている施行日をクリックすると、その施行日の条文を参照することができます。

アラートをWeb画面で確認する

アラートは、Web画面でも確認することができます。Web画面へは、アラートメールの先頭と末尾のリンクから移動することができます。Web画面は次のような利便性を備えています。

Web画面でできること

- ある期間に通知されたアラートをまとめて確認する。
- 過去に遡って改正を確認する。
- 改正情報をダウンロードする。
- 法令の種類や、アラートの種類で絞り込む。
- 形式的改正を除外する。
- 対応状況を記録する（ステータス機能）。→次ページ

アラートメール

※本メールには返信しないでください。

[「法務部」の改正状況をWebで確認](#)

配信日：2021年8月3日
検出法令数：2

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 平成28年11月28日法律第131号

改正法：[外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する法律第131号](#)（令和3年7月29日法律第131号）
[新旧対照表](#) [パブリックコメント](#)

◆新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を踏まえた第1号技能実習生に対する入国後講習の基準の期間延長

改正

施行日：令和3年7月29日

Westlaw Japan 法令アラートセンター

検索アラート | ステータス | 監視法令 | 設定 | 法令カレンダー： 公布日別 | 施行日別

グループを選択 法務部

表示順： 検出日順

監視法令	改正種別	一部改正法令等	アウトライン	新旧	関連情報	施行日	検出日	ステータス
検出日：8月5日（木）								
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（令和3年7月30日厚生労働省令第131号）	改正	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年7月30日厚生労働省令第131号）	◆令和3年8月1日から令和4年7月31日までの就職促進手当の算定における自動変更対象額等の変更において、再集計値と同様の統計的手法に基づき算出された値を用いることを規定する改正	◆	詳細	令和3年7月30日	8月5日	追加
検出日：8月3日（火）								
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（令和3年7月29日法務省・厚生労働省令第5号）	改正	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年7月29日法務省・厚生労働省令第5号）	◆新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を踏まえた第1号技能実習生に対する入国後講習の基準の特例措置の期間を1年間延長	◆	詳細	令和3年7月29日	8月3日	追加
雇用保険法施行規則	改正	雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年7月28日厚生労働省令第129号）	◆(1)新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を令和3年9月30日まで延長(2)コロナ禍における産業雇用安定助成金の拡充：新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者が、通常の人事異動とは異なる在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、産業雇用安定助成金を一定期間支給	◆	詳細	令和3年8月1日	8月3日	追加
	改正	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	令和3年7月28日	8月3日	追加

動作環境 | プライバシーポリシー

© 2022 Westlaw Japan K.K., all rights reserved.

Web画面で対応状況を管理する（ステータス機能）

法令アラートセンターのWeb画面では、対応の可否や状況（ステータス）を記録することができます。

「検出アラート」タブ（P8）の右端にある「追加」リンクをクリックして、「ステータス」タブで各種状況を管理します。

1 画面左側

ステータスの登録内容から、画面右側に表示する内容を絞り込むことができます。

2 画面右側

次のステータスを記録することができます。

- ・★マーク（用途自由）
- ・対応の可否（必要・不要・参考）
- ・対応完了予定日
- ・対応状況（未対応・対応中・完了）

運用のルールは、お客様の組織内の管理者様までお問い合わせください。

The screenshot displays the 'Westlaw Japan 法令アラートセンター' interface. The main table lists legal alerts with the following columns: 法令 (Law), 改正法令等 (Revised Laws, etc.), 対応要否 (Response Required), 対応完了予定日 (Response Completion Date), 対応状況 (Response Status), ステータス更新日 (Status Update Date), and 削除 (Delete). The table contains several rows of alerts, including those related to labor laws and social security. A sidebar on the left provides filtering options for the status (e.g., 未対応, 対応中, 完了) and other criteria. A table on the right lists specific alerts, such as those related to labor laws and social security, with their respective response requirements and dates.

法令	改正法令等	対応要否	対応完了予定日	対応状況	ステータス更新日	削除
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年7月21日労働省令第23号）	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年6月10日厚生労働省令第93号）	★ 不要	2022年7月29日	🔄 対応中	2022年6月22日	削除
労働基準法（昭和28年8月17日法律第227号）	安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年6月10日法律第61号）	★ 不要	2022年6月1日	⚠️ 未対応	2022年6月22日	削除
四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年9月30日労働省令第38号）	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年5月31日厚生労働省令第91号）	☆ 参考		⚠️ 未対応	2022年6月22日	削除
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年6月10日厚生労働省令第93号）	★ 必要		🔄 対応中	2022年6月22日	削除
社会保険労務士法施行規則（昭和43年11月28日厚生省労働省令第1号）	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年6月10日厚生労働省令第93号）	☆ 必要	2022年6月1日	⚠️ 未対応	2022年6月22日	削除
職業安定法施行令（昭和28年8月31日政令第242号）	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年6月10日政令第212号）	★ 必要		✅ 完了	2022年6月22日	削除
職業安定法施行規則（昭和22年12月29日労働省令第12号）	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年6月10日厚生労働省令第93号）	★ 必要		✅ 完了	2022年6月22日	削除
職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年11月17日労働省告示第141号）	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の書照、労働者供給事業者の書照等に関して適切に対処する	★ 必要		✅ 完了	2022年6月22日	削除

公布／施行の月別に改正を確認する（法令カレンダー）

アラートメールやWeb画面（P8）は、法令データがWestlaw Japanに収録されて改正等が検出された日の順番に通知・表示されます。

新法や改正を、公布または施行された月の単位で確認するには、法令カレンダーを使用します。

法令カレンダーへは、Westlaw Japanのホームタブまたはアラートセンター画面から遷移することができます。

なお、法令アラートセンターの監視法令は、法令カレンダーで緑色の背景色でハイライトされます。

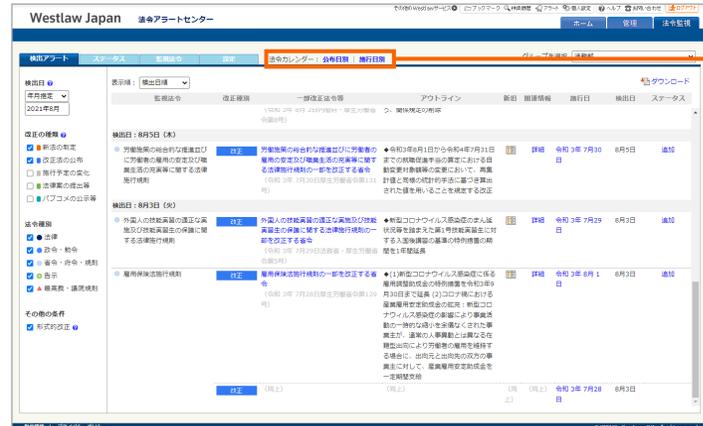
Westlaw Japan ホームタブ



法令カレンダー（施行日順）



法令アラートセンターのWeb画面



COLUMN ① 法令改正の方法（改め文による規定の文言の書き換え）

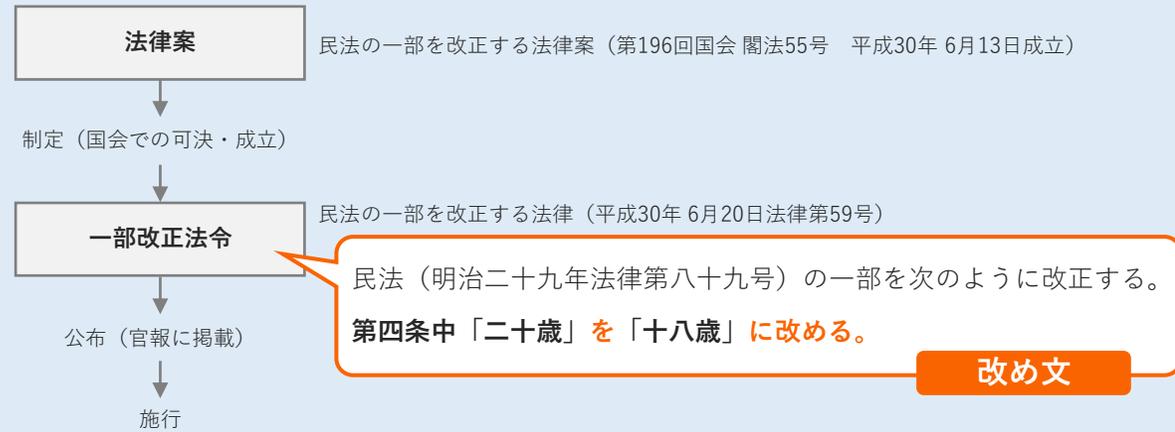
法令を改正するときには、改正したい法令の規定を書き換えるための法令（一部改正法令）が制定されます。一部改正法令は、「第○条中『▲』を『■』に改める」という体裁になっており、書き換えの指示書のような内容になっています。一部改正法令の規定は、その体裁から「改め文」（あらためぶん、かためぶん）とも呼ばれます。

一部改正法令も法令であるため、新しい法令を制定する場合と同様の手続で作られます。例えば法律を改正する場合、一部改正のための法律案が国会で審議され、可決・成立して制定されると、公布（官報に掲載）されたのち、施行されます。

一部改正法令が施行されることで、改められた状態の規定が効力を持つようになります。

民法改正の例

民法の一部を改正する法律（一部改正法令）



民法（被改正法令）

改正前の条文

第三節 行為能力
(成年)
第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。
(平16法147・全改)

改正後の条文

第三節 行為能力
(成年)
第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。
(平16法147・全改、平30法59・一部改正)

次の改正

新旧対照表

改正前	改正後
民法 明治29年 4月27日法律第89号 改正：平成30年 6月20日法律第59号（民法の一部を改正する法律）	
-本則-	
施行日：令和 4年 4月 1日	
第三節 行為能力 (成年) 第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。	第三節 行為能力 (成年) 第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

COLUMN ② 一部改正法令、被改正法令、監視法令の意味

法令の改正は、一部改正法令を制定して、法令の規定を書き換えることで行われます。

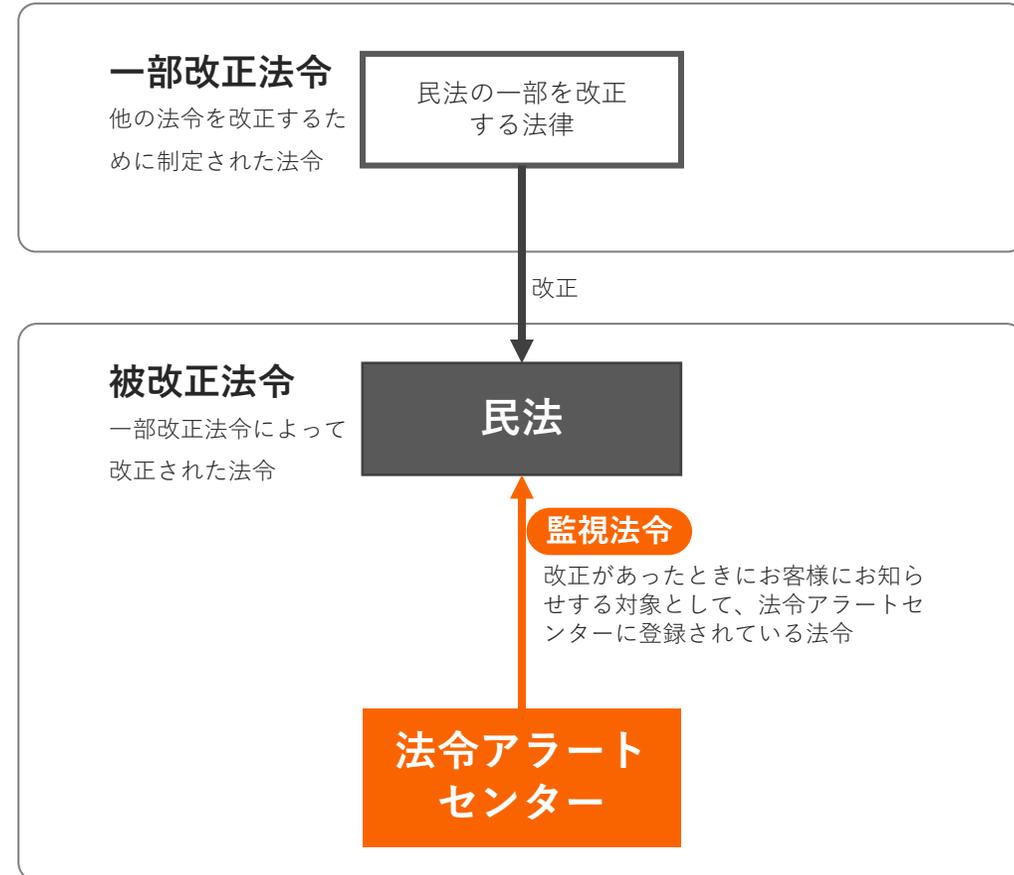
例えば、「民法」を改正する場合は、「民法の一部を改正する法律」といった名称の法令が制定され、それが公布、施行されることで、書き換え後の民法が効力を持つようになります。（書き換えのイメージは[COLUMN①](#)をご覧ください。）

「**一部改正法令**」とは、「民法の一部を改正する法律」のように、他の法令を改正する（書き換える）ために制定された法令を指します。

「**被改正法令**」とは、「民法」のように、一部改正法令によって改正された（される）法令を指します。

「**監視法令**」とは、改正があったときにアラートが通知されるように法令アラートセンターに登録されている法令です。例えば、法令アラートセンターに「民法」が登録されている場合は、「民法」が監視法令となります。

* 法令アラートセンターは、被改正法令（民法など）を監視法令としてご登録いただいて、それを改正しようとする法令（一部改正法令）が公布されたタイミング等で、アラートをお知らせするサービスです。



COLUMN ③ 公布・施行の意味と、アラートメールの公布日・施行日の見かた

公布とは、成立した法令を一般に周知させるために、国民が知ることができる状態にすることをいい、具体的には官報に掲載することによって行われます。

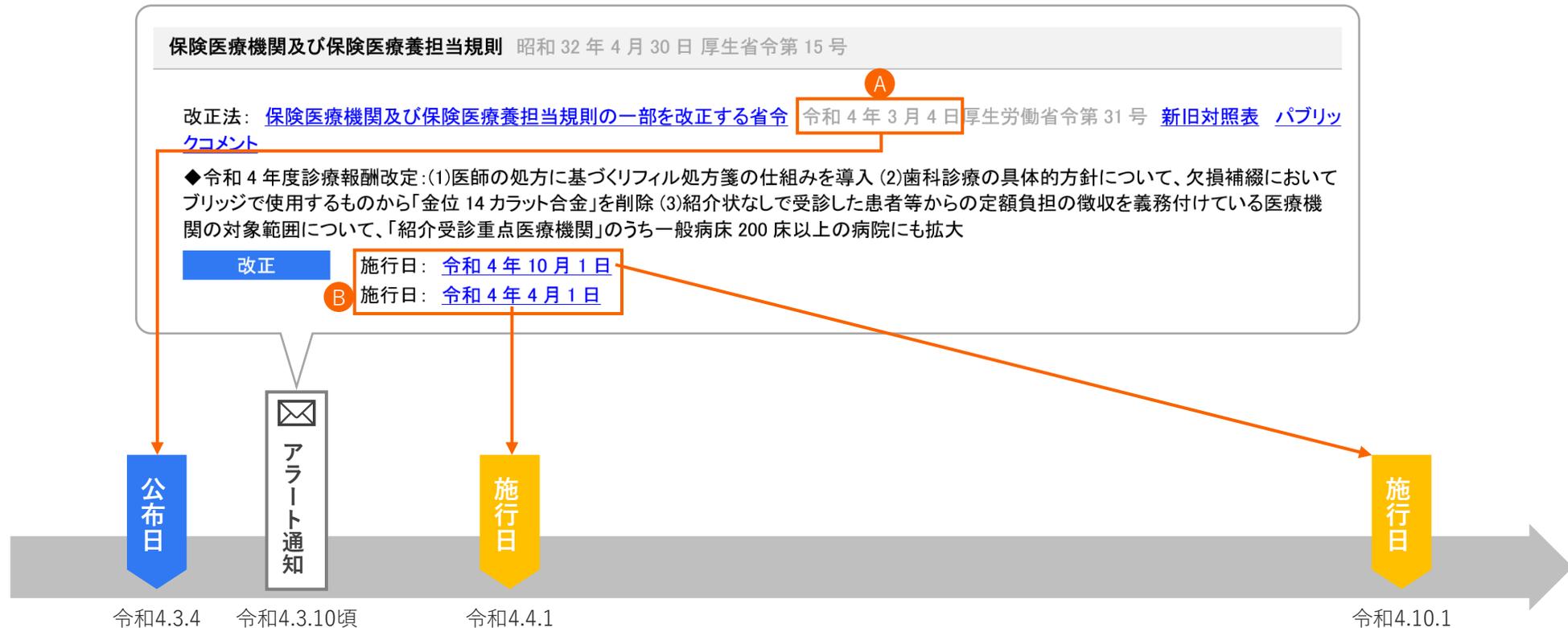
施行とは、法令の効力を現実に発生させることをいいます。通常、施行日はその法令の附則で定められています。（一部改正の場合は、一部改正法令の附則で定められています。）

アラートメールの公布日・施行日の見かた

一部改正のアラートメールに記載されている、一部改正法令の法令番号の日付部分（下図 **A**）が、一部改正法令の公布日です。

一部改正法令の施行日は、「改正」または「施行日到来」のカラーラベルの右側に表示されます（下図 **B**）。

公布から何年も後に施行されるケースや、複数の日に分けて施行されるケースがあり、アラートメールの施行日もそれに応じて表示されます。



○ 製品のログインURLのご案内

IDアクセスのお客様：<https://go.westlawjapan.com/wljp/app/signon/display>

IPアクセスのお客様：個別の専用URLとなります。ご契約担当者様にお問い合わせください。

○ 著作権について

本ガイドの著作権はトムソン・ロイター株式会社に帰属します。本ガイドの全部または一部の無断転載及びお客様以外の第三者への頒布・回覧等を禁止いたします。

○ お問い合わせ先

お問い合わせフォーム：<https://www.westlawjapan.com/form/support/>

E-mail：support@westlawjapan.com